

IV 特定事業許可申請書等作成要領

1 特定事業許可申請書（別記様式第2号）記載要領

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合及び安定計算を行った場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。

申請書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、申請者の控えは、2部のほかに用意すること。

◇ 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

(1) 特定事業場の位置

特定事業場の地番を全て記載すること（別紙で記載することも可能）。

(2) 特定事業場及び特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/500程度でA0～A4の大きさと図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水柵等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）の施設の位置を明示すること。）（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

ただし、事務所を特定事業場以外に設置する場合は、事務所の位置を示す住所地図等を添付すること。

(4) 現場管理責任者の氏名

施行規則第18条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(5) 特定事業に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の量を記載しており、各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計に概ね合致すること。

(6) 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載すること（3年を超えて申請することはできない。）。

ただし、特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合には、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

この場合、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付すること。

特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合には、使用許可等の期間の範囲内で記載すること。ただし、土砂等の搬入予定量を勘案し、相当と認められる期間とする。この場合、当該許可等を証明する書類（許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。

(7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

施行規則第6条に掲げる構造を満たした、事業の前後の構造が判別できる

1/500 程度の断面図で、盛土が最大となる位置及び盛土厚並びに法面勾配を記載すること。また、必要に応じて、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

(添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。)

※事業開始前の構造の図面が、現地の実情と異なっている場合には、審査を完了することができないので注意すること。(正しい図面を添付すること)

また、許可後、実際に特定事業を開始するまでの間に現地の地形に手を加えるなどして、現地の実情が、事業開始前の構造図面と異なる状態になると、原則として変更の許可を取得する必要があるので注意すること。

- (8) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は、建設省令第19号(平成3年10月25日付け)及び国土交通省通達「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付け)によるものであること。

- (9) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

1/500 程度の平面図に特定事業区域の傾斜等が分かるよう水勾配の方向を表示するとともに、排水溝、排水枡(必要に応じた数を設置すること。)等を記載するとともに、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法及び構造図等を記載した図面とする(添付書類(14)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。)

- (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

1/500 程度の、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法を記載した平面図及び断面図とする(添付書類(14)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。)

【添付書類関係】

- (11) 申請者の住民票の写し(法人の場合にあっては、商業登記事項証明書)

申請日前3月以内に発行したものに限る。

- (12) 特定事業場の位置図

1/50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (13) 特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

- (14) 特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

(原則として1/250 ~1/500 の図面とする。)

なお、保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していること

とする。

(15) 特定事業場の土地の登記事項証明書

申請日前3月以内に発行したものに限る。

(16) 特定事業場の公図の写し

特定事業場を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

(17) 特定事業区域内土地使用同意書

特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権原等があることを証する書類として、当該同意書を土地所有者全員分添付すること。

(18) 申請者が条例第13条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面

別紙「参考①（第5条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

(19) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

① 申請者が条例第13条第1項第1号へに規定する未成年者又は規則第5条の3第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

② 申請者が法人である場合には、条例第13条第1項第1号トに規定する役員又は規則第5条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

③ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

④ 申請者に規則第5条の2又は第5条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

→ 上記①～④については、別紙「参考②（第5条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

なお、第5条の3第6号の知事が別に定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(20) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(21) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（別記様式第3号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置につ

いて具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。

(22) 構造安定計算書

施行規則第6条（別表第2）の構造上の基準について、必要に応じて添付する。
なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(23) 擁壁を用いる場合の断面図及び背面図

参考の条文「宅地造成規制法施行令」のと通りの構造とし、図面は1/50程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。

(24) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

(25) その他

ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借契約書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 特定事業（一時的積事業）許可申請書（別記様式第4号）記載要領

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合及び安定計算を行った場合にあつては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。

申請書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、申請者の控えは、2部のほかに用意すること。

◇ 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

(1) 特定事業場の位置

特定事業場の地番を全て記載すること（別紙で記載することも可能）。

(2) 特定事業場及び特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/50程度でA0～A4の大きさに図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む）の施設等の位置を明示すること。）（添付書類(20)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

ただし、事務所を特定事業区域以外に設置する場合は、事務所の位置を示す住宅地図等を添付すること。

(4) 現場管理責任者の氏名

施行規則第18条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(5) 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載すること（3年を超えて申請することはできない。）。

ただし、特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合には、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。この場合、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付すること。

特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合には、使用許可等の期間の範囲内で記載すること。ただし、土砂等の搬入予定量を勘案し、相当と認められる期間とする。この場合、当該許可等を証明する書類（許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。

(6) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

1/500 程度の平面図に特定事業区域の傾斜等が分かるよう水勾配の方向を表示するとともに、排水溝、排水柵（必要に応じた数を設置すること。）等を記載するとともに、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法及び構造図等を記載した図面とする（添付書類(20)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）。

(7) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(8) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造

施行規則第6条第2項に掲げる構造を満たした、1/500 程度で土砂等のたい積が最大となった時のたい積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

なお、断面図には、各縦横断部において盛土が最大となる位置及び盛土厚並びに法面勾配を記載すること（添付書類(20)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）。

(9) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は施行規則第6条の2で定める措置

1/250 程度の平面図及び立面図に、土砂等を区分するための擁壁の設置又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができないような出入り口の構造等の工法等を記載すること（添付書類(20)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）。

【添付書類関係】

(10) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあつては、商業登記事項証明書）

申請日前3月以内に発行したものに限る。

(11) 特定事業場の位置図

1/50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (12) 特定事業場の付近の見取図
1/500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (13) 特定事業場の土地の登記事項証明書
申請日前3月以内に発行したものに限る。
- (14) 特定事業場の公図の写し
特定事業場を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。
- (15) 申請者が条例第13条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面
別紙「参考①（第5条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。
- (16) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等
- ① 申請者が条例第13条第1項第1号へに規定する未成年者又は規則第5条の3第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ② 申請者が法人である場合には、条例第13条第1項第1号トに規定する役員又は規則第5条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ③ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ④ 申請者に規則第5条の2又は第5条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
→ 上記①～④については、別紙「参考②（第5条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。
- (17) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（別記様式第3号）
土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。
- (18) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。
- (19) 特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書
特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権原等があることを証する書類として、当該同意書を土地所有者全員分添付すること。
- (20) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。
(原則として1/250 ～1/500 の図面とする。)

なお、保安距離は、平面図と断面図が対応していることとする。

(21) その他

- ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借契約書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

3 特定事業変更許可申請書（別記様式第5号）記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合及び安定計算を行った場合にあつては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。
申請書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、申請者の控えは、2部のほかに用意すること。

【申請書関係】

- (1) 変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。
- (2) 特定事業の期間を延長する変更の場合、1年を超えて延長することはできない。

【添付書類関係】

- (3) 変更事項に応じた書類を添付すること。
- (4) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。
- (5) 特定事業区域内土地使用同意書（特定事業が一時たい積である場合にあつては、特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書）
特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権原等があることを証する書類として、当該同意書を土地所有者全員分添付すること。

4 特定事業譲受け許可申請書（別記様式第18号）記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合及び安定計算を行った場合にあつては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。
申請書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、申請者の控えは、2部のほかに用意すること。

【申請書関係】

- (1) 譲り受けようとする特定事業許可に係る事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

【添付書類関係】

- (2) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあつては、商業登記事項証明書）
申請日前3月以内に発行したものに限る。
- (3) 特定事業場の位置図
1/50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (4) 特定事業場の付近の見取図
1/500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (5) 特定事業区域内土地使用同意書（特定事業が一時たい積である場合にあつては、特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書）
特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権原等があることを証する書類として、当該同意書を土地所有者全員分添付すること。
- (6) 申請者が条例第13条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面
別紙「参考①（第5条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。
- (7) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等
 - ① 申請者が条例第13条第1項第1号へに規定する未成年者又は規則第5条の3第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ② 申請者が法人である場合には、条例第13条第1項第1号トに規定する役員又は規則第5条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ③ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ④ 申請者に規則第5条の2又は第5条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
→ 上記①～④については、別紙「参考②（第5条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。
- (8) 譲り受けようとする特定事業に係る許可指令書の写し

5 土砂等搬入届（別記様式第7号）記載要領

- ◇ 提出部数は、1部とする。なお、提出は郵送不可、持参すること。
- (1) 土砂等の採取場所ごとに作成すること。
 - (2) 5,000 m³ごとに1通作成すること。

(3) 土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(4) 添付書類について

検査試料採取調書、計量証明書（原則、発行日から6か月以内のものに限る。）、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

6-1 土砂等発生元証明書（別記様式第8号）記載要領

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 5,000m³ごとに1通作成すること。

(2) 土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行う事業者となる（一時たい積特定事業場を経由する場合には、一時たい積特定事業者又は埋立て等事業者となる。）。

(3) 当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつこ内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(4) 発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から該当特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

6-2 検査試料採取調書（別記様式第9号）記載要領

※ 実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

(2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない（施行規則第9条第4項）。

(3) 当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が、発行するものであること。

7-1 土砂等管理台帳（別記様式第10号）記載要領

※ 特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1) 特定事業に使用される土砂等の量

許可申請時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。

（変更のあった場合は、変更後の量）

(2) 土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「〇〇会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

7-2 土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（別記様式第11号）記載要領

※ 特定事業（一時たい積事業）の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量

許可申請時に積算した、年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

（変更のあった場合は、変更後の量）

(2) 特定事業場等への搬出

① 搬出先の直下の欄へは、当該一時たい積場から搬出する場所を記載すること。

② 搬出先に対応する各日付け欄へは、1日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

8 特定事業状況報告書（別記様式第12号）記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（別記様式第10号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2) 今回報告量

報告に係る期間（6月間）に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

9 特定事業（一時たい積事業）状況報告書（別記様式第13号）記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（別記様式第11号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されずに残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0になっていること。

10 特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）記載要領

※ 当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（別記様式第9号）及び計量証明書を添付し、施行規則第13条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う水質検査は、次の①②に掲げる項目の区分に応じ、①②に定める方法により行われなければならないこと（施行規則第11条第1項各号）。

① 別表第1に掲げる項目

土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法

② 水素イオン濃度及び浮遊物質

昭和49年告示に定める測定方法

(2) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、施行規則第12条第1項第2号及び第3号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならないこと（施行規則第12条第1項第4号）。

(3) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

11 特定事業相続届（別記様式第19号）記載要領

※ 特定事業の許可を受けた者について、相続があった場合に知事に届け出る。

◇ 提出部数は、2部とする。なお、申請者の控えは、2部のほかに用意すること。

(1) 相続の事実を証する書面

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人全員の印鑑登録証明書必要）、相続人の本籍記載の住民票（相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し）

当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので、原本を持参すること。

12 その他

(1) 特定事業変更届（別記様式第6号）

◇ 提出部数は、1部とする。

(2) 特定事業完了届（別記様式第16号）

(特定事業廃止(休止)届(別記様式第17号))

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林(管理)事務所長が指定する部数とする。申請書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、申請者の控えは、2部のほかに用意すること。
- ◇ 完了又は廃止(休止)した特定事業区域の現況が分かる平面図、縦横断面図を添付すること。